

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成29年3月30日 05時38分ごろ
発生場所	関門港若松航路 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位232° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 49.7′）
事故の概要	貨物船千勝丸は、北東進中、若松航路第7号灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 千勝丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141494、勝丸海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 若松航路第7号灯標 防護柵に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日出時刻：06時07分
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、若松航路を北東進中、船長が、操船に当たり、左舷船首方の本船よりも速力の遅い同航船に注意を向けていたところ、若松航路第7号灯標に衝突した。 船長は、本船が若松航路の屈曲部を航行しており、若松航路第7号灯標を右舷側に見て航行しなければならないところ、同航路の右側へ偏位していることに気付かなかつたと、本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、左舷船首方の同航船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、若松航路第7号灯標に向かう態勢で航行していることに気付かず、同灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、船長が見張りを適切に行っていなかったため、若松航路第7号灯標に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。